

# ソラムナード羽田緑地に出かけてみませんか

羽田空港隣接地に、ソラムナード羽田緑地が開園しました。緑地には空港や多摩川を一望できる展望テラスや、四季の植栽を感じられる散策路があります。羽田の赤レンガ堤防をイメージした防潮堤沿いで、空港を飛び立つ飛行機や、自然あふれる多摩川を同時に楽しめる空間となっています。

気持ちよくお散歩できるこの季節。ぜひ一度お越しください。



ソラムナード羽田緑地  
●面積：約11,700㎡  
●場所：大田区羽田空港二丁目地内  
●アクセス：天空橋駅(京浜急行空港線・東京モノレール羽田空港線)から徒歩10分

〒114-8546 大田区 糀谷・羽田地域基盤整備事務所  
☎3741-1946  
FAX 3744-8955

## 住民票の写しなどは夜間、土・日曜窓口の利用や郵便で請求できます

詳細は区HPをご覧ください。お問い合わせください。

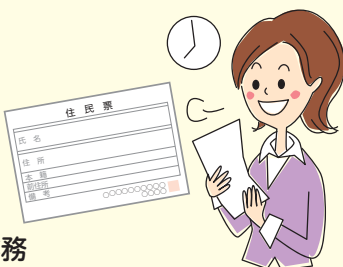
### 区役所本庁舎で夜間、土・日曜窓口を開設

区役所本庁舎1階の戸籍住民窓口では、下記の業務を取り扱っております。

#### 夜間、土・日曜の戸籍住民窓口の取り扱い業務

	夜間	土・日曜
開設日時	月～金曜 午後7時まで ※休日、年末年始を除く	午前9時～午後5時 ※年末年始を除く
取扱業務	住民票の写しの発行、住民票記載事項証明書の認証・発行 ※本人か同一世帯員からの請求に限る	
	戸籍届出書の受領と埋火葬許可証の発行	
	印鑑登録証明書の発行	
	戸籍の全部・個人事項証明書(電算化された謄・抄本)の発行※1 ※本人か同一戸籍の方からの請求に限る	
	住民税課税(非課税)証明書・納税証明書の発行	
	住民異動届(転入・転出・転居届)の預かり(外国籍の方の届は預かっていません) ※一部取り扱いができない場合があります	※土・日曜は取り扱いしません
印鑑登録申請、印鑑登録証亡失届書、印鑑登録廃止申請書の預かり		

※1 大田区では戸籍を電算化していますが、一部従前どおりのものがあります。



### 郵便での請求は戸籍住民課へ

その戸籍や住民票に記載されている方が請求してください。そのほかの方が請求する場合は、使いみちと記載されている方との関係を具体的に記入してください。

#### 請求先

戸籍住民課郵送担当  
(〒144-8621大田区役所)  
戸籍=☎5744-1233  
住民票=☎5744-1676  
FAX 5744-1546(共通)

### マイナンバーカードでコンビニ発行できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国の主なコンビニエンスストアで、以下の証明書を発行できます。

証明書	手数料(1通)	発行時間
住民票の写し 印鑑登録証明書(印鑑登録をしている方のみ)	250円	午前6時30分～午後11時 年末年始、システムメンテナンス時を除く
住民税証明書		
戸籍の全部・個人事項証明書(大田区に住民登録及び本籍を置かれている方のみ)	400円	午前9時～午後5時 土・日曜、休日、年末年始、システムメンテナンス時を除く

#### 住民票の写し、印鑑登録証明書=戸籍住民課戸籍住民担当

☎5744-1185 FAX 5744-1513

戸籍の全部・個人事項証明書=戸籍住民課戸籍住民担当

☎5744-1183 FAX 5744-1509

住民税証明書=課税課税担当 ☎5744-1192 FAX 5744-1515

## 雨水を利用しませんか？

# 大田区雨水貯留槽設置助成・雨水浸透施設設置助成のご案内

### 雨水貯留槽(タンク)とは？

屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。家屋や環境に適したものをとお選びください。

#### ●小型貯留槽(500ℓ未満)を設置する場合の助成額

個人=(本体価格+設置工事費)×2/3

その他=(本体価格+設置工事費)×1/2

#### ●助成限度額 1基につき4万円。1敷地につき2基まで

※大型貯留槽(500ℓ以上)の助成もあります

※売買を目的とした建物や住民税などを滞納している場合は対象外となります



大雨が降ったときに、雨水が下水道に一気に流れ込むと、水があふれ、浸水することがあります。屋根に降った雨水を下水道や河川に流さず、一時的に「雨水タンク」に貯めたり、「浸透ます・雨水浸透管」から地下にしみ込ませたりするための工事費の一部を助成します。

### 雨水浸透施設とは？

雨どいで集めた雨水を浸透ますと雨水浸透管(浸透トレンチ管)で地下にしみ込ませるものです。地下水や環境の保全にも役立ちます。

#### ●助成対象地域

埋立地以外の区内全域

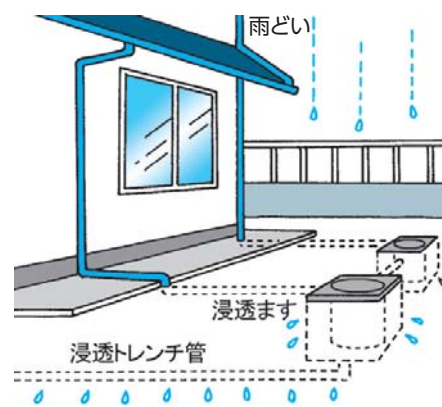
※対象地区内であっても、①急傾斜地 ②隣地と段差のあるところ

③地下水位の高い場所などには適しません。また、「大田区開発指導要綱」の適用を受ける建築物や住民税などを滞納している場合は対象外となります

#### ●助成額

実際にかかった対象工種の工事費合計額(1件につき40万円を上限)

※合計額が40万円以下の場合、本人負担はありません



☎建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308 FAX 5744-1558